

第 6 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 3 月 1 0 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第6回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年3月10日(水)

と ころ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第19号 第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第20号 第4回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第25号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第26号 特別職の身分の取扱いについて

協議第27号 地方税の取扱い(その1)について

協議第28号 平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会
予算について

協議第11号(継続) 新町の名称について

6 その他

第7回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年4月14日(水) 13:30～

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第29号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第31号 地方税の取扱い(その2)について

協議第32号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第33号 介護保険事業の取扱いについて

協議第11号(継続) 新町の名称について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	上田節郎	美方町長職務代理者	副会長
	岩槻健	村岡町長	会 長
	藤原久嗣	香住町長	副会長 (職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	吉田範明	美方町議会議長	議長
	本城繁信	美方町議会議員	
	谷 渕 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	上田孝	香住町議会議長	副議長
	橋 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	朝倉富征	美 方 町	
	井上一郎		
	毛戸公彦		
	中村治泰		
	水間徳子		
	石垣健三	村 岡 町	
	井上源一		
	小谷道子		
	西尾高雄		
	三好忠男		
	伊藤誠	香 住 町	
	岡田久子		
	柴崎一秀		
	中村暁		
村瀬晴好			
規約第9条第1項 顧 問	中村茂	兵庫県議会議員	
	丸上博	兵庫県議会議員	
	東田雅敏	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第19号	第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について	P 1 ~ P 3
報告第20号	第4回新町まちづくり計画検討小委員会について	P 4 ~ P 6
協議第25号	一般職の職員の身分の取扱いについて	P 7 ~ P 8
協議第26号	特別職の身分の取扱いについて	P 9 ~ P 17
協議第27号	地方税の取扱い(その1)について	P 18 ~ P 21
協議第28号	平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について	P 22 ~ P 28
協議第11号	(継続)新町の名称について	P 29 ~ P 37
参考資料	地域審議会に関する資料	P 38 ~ P 42

報告第19号

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成16年3月10日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年3月1日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤 原 久 嗣

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会を2月28日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

報告事項

1. 第5回新町の事務所の位置等検討小委員会

(1) 出席者

15名

(2) 協議事項

庁舎の位置について

(3) 協議経過

庁舎位置の考え方等を議論する参考として、事務局から、地方公共団体の事務所の設置に関する地方自治法上の取扱い、広域的な行政機関の配置状況、本庁舎位置選定の先進事例等の説明を行い、これをもとに質疑、意見交換を行った。

庁舎の位置を考えるうえで、住民の利便性の確保に加えて、次のような観点から検討すべきであるとの意見が述べられた。

- ① 国・県の出先機関の配置
- ② 地域の玄関性や将来の発展性
- ③ 産業振興等の地域活性化の牽引力
- ④ 新町で必要とされる地域情報ネットワーク整備や高齢者福祉施設整備等の主要なプロジェクトとの関係
- ⑤ 3町を連絡する道路整備、幹線道路へのアクセス

これらの意見を踏まえて、次回の小委員会（3月20日）で、庁舎の具体的な位置についての検討を行うこととした。

報告第20号

第4回新町まちづくり計画検討小委員会について

第4回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年3月10日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第4回新町まちづくり計画検討小委員会について

第4回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年3月8日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会
委員長 井 上 一 郎

第4回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第4回新町まちづくり計画検討小委員会を3月6日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

19名

(2) 協議事項

- 1) 地域の現状と課題について（継続）
- 2) 新町まちづくりの基本方針について（継続）
- 3) 新町のまちづくり施策について

(3) 協議経過

1) 地域の現状と課題については、継続協議となっていたが、(6)行財政の項目の中で、一部字句について意見があり、事務局で修正した内容をもって再度協議に付した結果、再提案どおり確認された。

2) 新町のまちづくりの基本方針のうち、継続協議となっていた「4新町の地域振興拠点機能強化」について、次の3つの観点から整理することとしたが、②、③については、委員の意見を踏まえて、次回に内容を整理したものを再度提出し、協議することとした。

- ① 「広域連携交流軸」と「地域内連携交流軸」の観点
- ② 地勢や産業形態を考慮した「海の恵み体験・交流ゾーン」「自然ふれあい・高原体験・交流ゾーン」と住民生活の基盤となる「生活・交流ゾーン」の3つのゾーニングの観点
- ③ 新町の振興の先導的役割をもつ3町の地域特性に立脚した「地域振興拠点」の機能強化の観点

3) 新町のまちづくり施策については、8項目のうち、次の3項目を審議し、一部修正を行うこととし、次回も継続して、これらを整理した内容について協議することとした。

- ① 自律と参画・協働、連携・交流の推進
- ② 教育・文化の充実・創造
- ③ 保健・医療・福祉の充実・連携

協議第25号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (5)	一般職の職員の身分の取扱い
<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 美方町、村岡町及び香住町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐ。2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整する。4 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。5 初任給基準を合併時に一本化するよう調整し、統一する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	協議細目
原 則	<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、当該職員は失職することとなる。</p> <p>しかし、当該職員は合併後も引き続き職員としての身分を保有するよう措置することが定められているため、合併協議会において引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に首長職務執行者が辞令交付することとなる。</p> <p>また、当該職員の任免、給与その他の身分取扱いに関し公正に処理されなければならない（同条第2項）ことから、任用制度、給与及びその他の勤務条件について比較検討の上、事前に十分協議を重ね合併前後で著しい不均衡が生じないように取決めを行うことが適当である。</p>	
参考法令	<p>【市町村の合併の特例に関する法律】 （職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>	
先進事例	新市町名等	調 整 方 針
	養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 4町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2. 養父郡広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 3. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。 4. 職員の給料は現給を保障し、合併によって生じた格差は速やかに調整する。 5. 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身分の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2) 朝来郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2 職員数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。 3 職員給料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は速やかに是正する。 (2) 教育職に係る給料表を合併時に一本化するよう調整する。 (3) 初任給基準を合併時に一本化するよう調整する。 4 職階 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。
	篠山市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員は全て新市の職員として引き継ぐ。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名については、合併時に調整し統一を図る。 4. 給与については、町村会準則給与表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。 <p>なお、現職員については現給を保障する。</p>

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (1)	特別職の身分の取扱い
<p>1. 特別職(首長・議員等)について</p> <p>(1) 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。(議会の議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)</p> <p>(2) 町長、助役、収入役、教育長及び議会の議員の報酬額等は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>2. その他特別職(行政委員会)について</p> <p>(1) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。(農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)</p> <p>(2) 報酬額及び費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目						
現況比較表	平成15年4月1日現在 (月額)							
	○常勤特別職							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	町長	4年	730,000円	1	750,000円	1	822,000円	1
	助役	4年	587,000円	1	602,000円	1	660,000円	1
	収入役	4年	550,000円	1	—	—	—	—
	教育長	4年	525,000円	1	564,000円	1	605,000円	1
	○議会議員							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	議長	4年	291,000円	1	295,000円	1	322,000円	1
	副議長	4年	199,000円	1	203,000円	1	238,000円	1
	常任委員長	4年	195,000円	2	195,000円	2	220,000円	2
	議運委員長	4年	195,000円	1	195,000円	1	220,000円	1
	議員	4年	190,000円	7	190,000円	11	215,000円	11
	○行政委員会							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	教育委員会	4年	・委員長 年207,000円 ・委員 年168,000円	5	・委員長 年240,000円 ・委員 年190,000円	5	・委員長 月27,000円 ・委員 月22,000円	5
選挙管理委員会	4年	・委員長 年64,000円 ・委員 年56,000円	4	・委員長 年80,000円 ・委員 年67,000円	4	・委員長 年73,000円 ・委員 年58,000円	4	
監査委員	4年	・識見者 年262,000円 ・議員 年184,000円	2	・識見者 年285,000円 ・議員 年225,000円	2	・代表委員 月27,000円 ・議員 月22,000円	2	
農業委員	3年	・会長 年191,000円 ・委員 年161,000円	14	・会長 年220,000円 ・委員 年180,000円	15	・会長 月19,000円 ・委員 月14,000円	16	
固定資産評価審査委員会	3年	・日額 6,200円	3	・日額 6,000円	3	・委員長 日7,300円 ・委員 日6,800円	3	
公平委員会	4年	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会 委員3人						

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>課題・問題点等</p>	<p>新設合併の場合における、町長、助役、収入役、教育長及び行政委員の取扱いについて</p> <p>町長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新設合併の場合、その所属する市町村は消滅するため、町長は合併の日の前日に失職します。 2. 新町長選出までの間の長の不在状態を防ぐため、地方自治法施行令第1条の2の規定に基づき、関係町の長たる者、又は長であった者の中から協議により職務執行者を定め、職務を行うこととされています。 3. 新町長は、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、合併の日から50日以内に選挙により選出されます。 <p>助役</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併の日の前日に失職します。 2. 町長職務執行者は助役や収入役を選任できませんので、新しい町長が選挙されてから、議会の同意を得て選任されることになります。 <p>収入役</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併の日の前日に失職します。 2. 地方自治法第170条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体の長は、収入役に事故があるとき、又は収入役が欠けたとき、その職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならないことになっている。 3. 合併の日に町長職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、職務代理者が収入役の職務を代理することとなります。 <p>教育長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併の日の前日に失職します。 2. 合併したときの最初の教育長は教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条の規定に基づき、町長職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められることになります。 <p>※ 教育長は地方公務員法の規定により一般職の地方公務員であるが、給与については、教育公務員特例法第17条の規定により、他の一般職に属する職員とは別に条例で定めることとされており、その規定が特別職の給与の規定に類似していることから、「特別職の身分の取扱い」において協議します。</p>		

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
課題・問題点等	<p data-bbox="416 293 629 320">行政委員会の委員</p> <p data-bbox="450 341 712 368">選任又は選挙の考え方</p> <p data-bbox="488 373 1939 549">地方自治法第180条の5の規定に基づき、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会（公平委員会）があるが、これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失うこととなる。このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなるが、執行機関として職務の継続性が求められるためなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員については、臨時的な特別選任手続きが設けられている。</p> <ol data-bbox="456 564 1939 1326" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="456 564 1939 708">1. 教育委員会の委員 教育委員会の最初の委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条以下に特例的な設定が設けられており、町長職務執行者が合併の日の前日に3町の教育委員会の委員であった者の中から、新町の教育委員会の委員を臨時的に選任することとされている。なお、臨時的に選任された委員の任期は、新町の設置後、町長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期末日までとされている。 <li data-bbox="456 751 1939 868">2. 選挙管理委員会の委員 議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、3町の選挙管理委員会委員であるもの又は選挙管理委員会委員であった者の互選により定められる。なお、これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時的に、選挙管理委員会委員の職務を行うこととなる。 <li data-bbox="456 900 1939 963">3. 農業委員会の委員 (農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。) <li data-bbox="456 1011 1939 1187">4. 固定資産評価審査委員会の委員 固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定に基づき、新町の町長が選挙されるまでの間は、町長職務執行者によって3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなる。また、同条第9項の規定により、新町の町長が選挙された後で新町の設置後最初に召集される議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新町の町長により3町の固定資産評価審査委員会委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなる。 <li data-bbox="456 1235 1939 1326">5. 監査委員 監査委員については、特別選任手続の規定はない。新町長の就任を待って、委員が選任されるまでの間は、委員が置かれていない状態となる。 		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
参考法令	<p>○地方自治法 (知事及び市町村長) 第139条 都道府県に知事を置く。 2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(任期) 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。</p> <p>(副知事及び助役の設置) 第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる</p> <p>(副知事及び助役の任期) 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下省略)</p> <p>(出納長・副出納長及び収入役・副収入役) 第168条 都道府県に出納長を置く。 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3～6略 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>(出納長・収入役等の職務権限) 第170条 1～4略 5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。 6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役(前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。)にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
参考法令	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p>(組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員を以って組織する。（以下省略）</p> <p>(任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>(任期) 第5条 委員の任期は、4年とする。（以下省略）</p> <p>(教育長) 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。（以下省略）</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 第6章 市町村の廃置分合があった場合における特例</p> <p>(最初の委員の選任等) 第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>(最初の教育長の互選) 第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
参考法令	<p>○地方自治法施行令 (長の職務を暫定的に行う者) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p> <p>(委員会及び委員の設置) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、下記の通りである。</p> <p>(1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、下記の通りである。</p> <p>(1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会</p> <p>(選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。(以下省略)</p> <p>(監査委員の設置及び定数) 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、(中略) 町村にあつては2人とする。</p> <p>(任期) 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(以下省略)</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
参考法令	<p>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</p> <p>第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務者がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。(以下省略)</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	1 特別職については、法令に基づき、合併関係市町の特別職については、合併の日の前日に全員失職する。 2 常勤特別職、行政委員会委員ならびに審議会・委員会等の附属機関、その他の特別職の設置、人数、任用、任期については法令の定めるところにより調整する。法令の定めのない場合は新市において新たに設置する。 3 議会議員、農業委員会委員および消防団員については、合併協定項目N o 6、N o 7 及びN o 2 1 で協議する。	
	朝来市	1 特別職(首長・議員等)について (1) 市長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。 (議会議員の定数及び任期の取り扱いについては別途協議する。) (2) 市長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。 (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。 2 その他特別職(行政委員会)について (1) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。(農業委員会委員の定数及び任期については別途協議する。) (2) 報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。 (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。	
	丹波市	1 新市の職務執行者については、6町の町長が別に協議して定めるものとする。 2 市長のほか常勤の特別職として、助役2名、収入役、公営企業管理者を置く。 3 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに合併時に調整する。 4 審議会・委員会等の附属機関は次のとおり取扱うものとする。 (1) 現に設置されているものは、原則として新市において引続き設置するものとする。 (2) 現に5～1町において設置されているものは、合併時に調整する。 (3) 人数、任期、報酬額は、法令の定めによるほかは合併時に調整し、新市において新たに選任するものとする。	

協議第27号

地方税の取扱い（その1）について

地方税の取扱い（その1）について提出する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (7)	地方税の取扱い
<p>1. 地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2) 法人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(3) 固定資産税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(4) 軽自動車税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(5) 町たばこ税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(6) 鋳産税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(7) 特別土地保有税については、香住町の例による。(8) 入湯税については、美方町、村岡町の例による。 <p>2. 納期については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2) 固定資産税については、美方町、香住町の例による。(3) 軽自動車税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い（その1）	協議細目	国民健康保険税については、地方税の取扱い（その2）とする
現況比較表	<p style="text-align: center;">美方町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 町内に住所を有する個人（均等割＋所得割） 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者（均等割） ・均等割 税率 2,000円／年／町民税 1,000円／年／県民税 非課税基準 28万円×（本人＋扶養親族等の人数）＋加算額（19万2千円） ・所得割 税率 標準税率 非課税基準 35万円×（本人＋扶養親族等の人数）＋加算額（36万円） 	村岡町	香住町
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 町内に事務所又は事業所を有する法人 ・均等割 標準税率 ・法人税割 12.3%（標準税率） 	同 左	同 左
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者 ・税率 1.4%（標準税率） ・課税標準 固定資産の価格 ・免税点 土地課税標準額30万円未満 建物課税標準額20万円未満 償却資産課税標準額150万円未満 ・課税明細書 課税通知書と併せ、4月中旬に送付 	同 左	同 左
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 軽自動車の所有者又は使用者 ・税率 標準税率 ・賦課期日 4月1日 	同 左	同 左

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い（その1）	協議細目		
現況比較表	美方町	村岡町	香住町	
	町たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者 または卸売販売業者 ・税率 旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ 2,668円/1,000本 旧3級品の紙巻きたばこ1,266円/1,000本 ・納付方法 申告納付の方法によって徴収する ・納期 当月販売分につき翌月末日まで 	同 左	同 左
	鉱産税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 鉱業者 ・課税標準 鉱物価格 ・税率 掘採された鉱物の価格が200万円超1.0% 掘採された鉱物の価格が200万円以下0.7% ・申告納付期限 毎月末 	同 左	同 左
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%（標準税率） 取得分3%（標準税率） ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 <u>10,000㎡未満</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%（標準税率） 取得分3%（標準税率） ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 <u>10,000㎡未満</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%（標準税率） 取得分3%（標準税率） ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 <u>5,000㎡未満</u>
	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日（標準税率） ・課税免除 12歳未満、公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日（標準税率） ・課税免除 12歳未満、公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日（標準税率） <u>ただし、香住町ユースホテルの入湯税については1人100円とする</u> ・課税免除 12歳未満、公衆浴場
	納期	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期（6月、8月、10月、1月） ・固定資産税 4期（4月、<u>7月</u>、12月、2月） ・軽自動車税 1期（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期（6月、8月、10月、1月） ・固定資産税 4期（4月、<u>8月</u>、12月、2月） ・軽自動車税 1期（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期（6月、8月、10月、1月） ・固定資産税 4期（4月、<u>7月</u>、12月、2月） ・軽自動車税 1期（4月）

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い（その1）	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	1 個人町民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 固定資産税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 3 軽自動車税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4 たばこ税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 特別土地保有税については、八鹿町の例による。 6 鉱山税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 7 法人町民税については、養父町、大屋町、関宮町の例による。 8 納期について、個人町民税については、八鹿町、養父町、大屋町の例による。 固定資産税については、養父町、関宮町の例による。 軽自動車税については、八鹿町、関宮町の例による。 入湯税については、八鹿町の例による。ただし、課税免除については、養父町、大屋町の例により調整する。	
	朝来市	1 税率等の取り扱い（国民健康保険税を除く） （1）個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税は4町に相違がないため市税として現行どおり新市に引き継ぐ。 （2）入湯税については合併時に再編し、市税として条例を制定する。税率は標準税率の1人1日150円とする。 （3）特別土地保有税の課税対象面積を5,000以上に統合する。 2 国民健康保険税の税率等の取り扱いについて （1）基礎課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。基礎課税額の税率は、医療費に見合う税率を定める。 （2）介護納付金課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。介護納付金課税額の税率は、介護給付金に見合う税率を定める。 （3）算定の方法は、仮算定を採用する。 （4）納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 （5）軽減については、4町に相違がないため現行のとおりとする。	
丹波市	各税の納期は、地方税法に定める納期とする。但し、固定資産税の第1期納期を5月とし、国民健康保険税の納期は10期（6月～3月）とする。 1 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。 2 市民税の法人税割の税率は、地方税法に定める標準税率（12.3%）とする。 3 但し、新市計画の教育施設等の充実に関する施策によっては超過税率を適用する場合もある。 4 資産税の家屋評価方式の需給事情による補正は廃止する。 5 土地評価方式は順次路線価方式に移行する。 6 軽自動車税は現行のとおり新市に引継ぐ。 7 たばこ税は現行のとおり新市に引継ぐ。 8 鉱産税は現行のとおり新市に引継ぐ。 9 特別土地保有税免税点は地方税法によるものとする。但し、都市計画の区域指定の有無の影響を受けるため、都市計画の整備区域指定の考え方に基づく対応をする。 10 入湯税は課税免除規定を取り入れた条例を制定する。 11 都市計画税は、都市計画事業構想にあわせ課税対応するものとする。 12 国民健康保険税は、新市において均一課税とする。 13 合併年度は旧町の取扱いによる。		

協議第28号

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について協議する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程第3条第1項に基づき提案する。

平成 年 月 日確認・継続協議

平成16年度

美方町・村岡町・香住町合併協議会予算書

美方町・村岡町・香住町合併協議会

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算

平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,802千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 協議会費の歳出予算に計上した予算額に過不足が生じる場合は相互に流用することができる。

平成16年3月10日

美方町・村岡町・香住町合併協議会会長 岩 槻 健

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		16,800
	1 負担金	16,800
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		17,802

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		17,702
	1 協議会費	17,702
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		17,802

歳入歳出事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	16,800	8,400	8,400
2 繰越金	1,000	0	1,000
3 諸収入	2	2	0
歳 入 合 計	17,802	8,402	9,400

歳出 (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				国庫支出金	その他	一般財源
1 協議会費	17,702	8,302	9,400	0	0	17,702
2 予備費	100	100	0	0	0	100
歳 出 合 計	17,802	8,402	9,400	0	0	17,802

2 歳入

第1款 分担金及び負担金

第1項 負担金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 負担金	16,800	8,400	8,400	1 町負担金	16,800	町負担金 16,800 美方町 5,600 村岡町 5,600 香住町 5,600
計	16,800	8,400	8,400			

第2款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 繰越金	1,000	0	1,000	1 繰越金	1,000	繰越金
計	1,000	0	1,000			

第3款 諸収入

第1項 預金利子

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

第3款 諸収入

第2項 雑入

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	1	1	0			

歳 入 合 計	17,802	8,402	9,400			
---------	--------	-------	-------	--	--	--

3 歳出

第1款 協議会費

第1項 協議会費

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	17,702	8,302	9,400	0	0	0	17,702	1 報酬	2,502	協議会委員報酬 2,358 監査委員報酬 36 特別職報酬等検討委員報酬 108
								8 報償費	150	新町名称公募表彰者報償費 150
								9 旅費	294	普通旅費 135 費用弁償 159
								11 需用費	2,352	消耗品費 599 燃料費 120 食糧費 200 印刷製本費 1,383 修繕料 50
								12 役務費	561	郵便電話料 480 インターネット接続等手数料 63 公務災害補償保険料 18
								13 委託料	5,919	会議録作成委託料 1,257 新町例規整備委託料 945 新町まちづくり計画書等作成委託料 3,675 ホームページ業務委託料 42
								14 使用料及び賃借料	2,700	事務所使用料 224 会場使用料 30 自動車借上料 447 電話・ファックス借上料 343 電気複写機等使用料 1,593 ホームページサーバー使用料 63
								18 備品購入費	998	備品購入費 998
								19 負担金補助及び交付金	2,226	臨時職員賃金等負担金 2,067 光熱水費負担金 120 自動車損害賠償共済納付金負担金 39
計	17,702	8,302	9,400	0	0	0	17,702			

第2款 予備費

第1項 予備費

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 予備費	100	100	0	0	0	0	100	1 予備費	100	予備費 100
計	100	100	0	0	0	0	100			

歳出合計	17,802	8,402	9,400	0	0	0	17,802			
------	--------	-------	-------	---	---	---	--------	--	--	--

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町名称の選定方法について協議する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、別紙のとおり選定方法を定める。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町名称候補の選定について

1. 新町名称応募結果について

1) 応募総数	<u>1, 6 1 5 件</u>
有効数	<u>1, 5 9 3 件</u>
無効数	<u>2 2 件</u>
応募者数	<u>1, 2 3 0 人</u>

—有効件数の内訳—

項目	郵送		F A X	メール	応募箱	計	比率 (%)
	応募用 はがき	その他					
美方町	122	7	15	0	48	192	12.1
村岡町	314	12	30	4	110	470	29.5
香住町	514	9	86	6	316	931	58.4
計	950	28	131	10	474	1,593	100.0

—応募者数の内訳—

項目	応募者数 (人)	比率 (%)	一人平均 (作品)
美方町	135	11.0	1.42
村岡町	364	29.6	1.29
香住町	731	59.4	1.27
計	1,230	100.0	1.30

—無効件数の内訳—

項目	件数
募集地域外	1
同一名称	8
取り下げ	4
記載不備	9
計	22

注) 同一名称は、同一人による同一名称の複数応募により無効としたもの
 取り下げは、1人4作品応募により1作品取り下げたもの
 記載不備は、名称応募に関係ない事項が記載されていたもの

2) 応募作品の一覧

別添のとおり

3) 要件等

募集範囲…美方町、村岡町及び香住町に住所を有する者

応募方法…応募用紙、ファックス、はがき、封書、Eメール

募集期間…平成16年2月1日(日)から平成16年2月29日(日)(当日消印有効)まで

募集条件…応募は、一人3点までとし、同一人の同一名称(表記が同じもの)は1点として取り扱うこととする。

また、「但馬町」(ひらがな、カタカナ含む。)は使用できないこととするが、それ以外は特段の制約はしない。

2. 新町名称候補の選定について

選定の観点を参考にして、合併協議会において選定する。

1) 選定の観点

次に掲げる項目を選定の観点とする。

- ① 地域が地理的にイメージできる名称
- ② 地域の特色をあらわす名称
- ③ 地域の歴史文化にちなんだ名称
- ④ 合併を記念した名称
- ⑤ その他新町にふさわしい名称

2) 選定方法

(1) 応募数上位作品の公表範囲

◆応募数上位 10 作品とする。

(2) 投票による選定

① 第一次選定

全応募作品の中から各委員が 3 作品以内を投票し、集計の上、上位 10 作品を選定する。

② 第二次選定

第一次選定名称候補 10 作品から各委員が 2 作品以内を投票し、集計の上、上位 5 作品を選定する。

《投票における確認事項》

◆投票は、“表記”と“よみ”をセットで投票する。

◆第一次選定及び第二次選定の投票は、ポイント制を採用し集計する。

① 第一次選定で 3 作品以内を投票するとき

第 1 候補の作品 … ×3 点

第 2 候補の作品 … ×2 点

第 3 候補の作品 … ×1 点

② 第二次選定で 2 作品以内を投票するとき

第 1 候補の作品 … ×2 点

第 2 候補の作品 … ×1 点

◆各投票の結果、得票数が同じになり選定すべき作品数を上回ることとなった場合は、得票数が同じ作品の中から各委員が 1 作品を投票し、集計の上、上位のものから選定名称候補に加えていくこととする。

3) 決定方法

第二次選定による 5 作品の候補について協議し、全会一致で新町の名称を決定する。協議の結果、決定に至らなかった場合は、別途決定方法を協議し決定する。

投票用紙（案）

第一次選定投票用紙（全応募作品から1人3作品以内）

	表 記	よ み	
第1候補			×3点
第2候補			×2点
第3候補			×1点

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健 印

第二次選定投票用紙（一次選定10作品から1人2作品以内）

	表 記	よ み	
第1候補			×2点
第2候補			×1点

美

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健 印

新町名称応募作品一覧

【名称よみによる五十音順】

	名称表記	名称よみ	選定の観点				
			地理的イメージ	地域の特徴	歴史文化	合併記念	その他
1	あおい町	あおい					
2	青空町	あおぞら					
3	あおば町	あおば					
4	青原町	あおばら					
5	味一番町	あじいちばん					
6	あすなる町	あすなる					
7	明日美町	あすみ					
8	鮎町	あゆ					
9	あゆみ町	あゆみ					
10	鮎矢町	あゆや					
11	憩馬町	いこま					
12	彩町	いろどり					
13	いろは町	いろは					
14	うしかに町	うしかに					
15	美しい香の町	うつくしいかおりの(まち)					
16	海山町	うみやま					
17	栄北町	えいほく					
18	応拳寺町	おうきょでら					
19	岡美町	おかみ					
20	温泉町	おんせん					
21	海牛町	かいぎゅう					
22	海山町	かいさん					
23	海山町	かいざん					
24	海山町	かいせん					
25	海美町	かいみ					
26	香織町	かおり					
27	香ヶ岡町	かおりがおか					
28	香美町	かがみ					
29	輝町	かがやき					
30	香享町	かきょう					
31	香寿美町	かすみ					
32	かすみ町	かすみ					
33	かす美町	かすみ					
34	霞町	かすみ					
35	香州美町	かすみ					
36	香住町	かすみ					
37	香澄町	かすみ					
38	香住美町	かすみ					
39	香住味町	かすみ					
40	香美町	かすみ					
41	香村美町	かすみ					
42	香住美方町	かすみみかた					
43	香住美里町	かすみみさと					
44	香住村岡美方町	かすみむらおかみかた					
45	かにカニ町	かにかに					
46	かにかわ町	かにかわ					
47	蟹数寄町	かにすき					
48	香峰海町	かねみ					
49	香音町	かのん					
50	香美町	かみ					
51	香三岡町	かみおか					
52	香美岡町	かみおか					
53	香美丘町	かみおか					
54	神丘町	かみおか					
55	香美方町	かみかた					
56	香美里町	かみさと					
57	香美村町	かみそん					
58	香美の岡町	かみのおか					
59	香美郷町	かみのごう					
60	香美浜町	かみはま					
61	香美村町	かみむ					
62	香美村町	かみむら					
63	香美村岡町	かみむらおか					

新町名称応募作品一覧

【名称よみによる五十音順】

64	香美山町	かみやま				
65	香美岡町	かみをか				
66	香村美町	かむらみ				
67	北香美町	きたかみ				
68	北近畿町	きたきんき				
69	北たじま町	きたたじま				
70	北但馬町	きたたじま				
71	北七美町	きたひちみ				
72	北兵庫町	きたひょうご				
73	北村香美町	きたむらかみ				
74	城美町	きみ				
75	牛魚町	ぎゅうぎょ				
76	清川町	きよかわ				
77	幸町	こう				
78	香縁町	こうえん				
79	香岡町	こうおか				
80	香美町	こうび				
81	香美町	こうみ				
82	香美岡町	こうみおか				
83	香里町	こうり				
84	交流町	こうりゅう				
85	こころ町	こころ(まち)				
86	彩季町	さいき				
87	彩虹町	さいこう				
88	幸町	さいわい				
89	榊町	さかき				
90	幸寄町	さちよ				
91	幸寄町	さちより				
92	さつき町	さつき				
93	里海町	さとうみ				
94	清香町	さやか				
95	三町	さん				
96	山陰町	さんいん				
97	山陰香住町	さんいんかすみ				
98	山海町	さんかい				
99	山海幸町	さんかいさいわい				
100	山海恵町	さんかいめぐみ				
101	三恵町	さんけい				
102	珊瑚町	さんご				
103	三香町	さんこう				
104	山港町	さんこう				
105	三星町	さんせい				
106	三但町	さんたん				
107	三美町	さんみ				
108	三和町	さんわ				
109	潮山町	しおやま				
110	四季町	しき				
111	四季の町	しきの(まち)				
112	自然町	しぜん				
113	七香町	しちか				
114	七美町	しちみ				
115	七美町	しつみ				
116	七美香住町	しつみかすみ				
117	石楠花町	しゃくなげ				
118	森海町	しんかい				
119	新香住町	しんかすみ				
120	新三町	しんさん				
121	人生町	じんせい				
122	新村岡町	しんむらおか				
123	新村香美町	しんむらかみ				
124	新矢田川町	しんやだがわ				
125	水明町	すいめい				
126	清流町	せいらゅう				

新町名称応募作品一覧

【名称よみによる五十音順】

127	清流矢田川町	せいらゆうやだがわ				
128	せせらぎ町	せせらぎ				
129	大乘寺町	だいじょうじ				
130	高星町	たかぼし				
131	但香美町	たかみ				
132	但馬北中央町	たじまきたちゅうおう				
133	但馬山海町	たじまさんかい				
134	但馬三郷町	たじまさんごう				
135	但馬せせらぎ町	たじませせらぎ				
136	但馬中部町	たじまちゅうぶ				
137	但馬みどり町	たじまみどり				
138	但西町	たんせい				
139	但々町	たんたん				
140	但北町	たんほく				
141	冬夏町	とうか				
142	栃岡町	とちおか				
143	流れ日本海町	ながれにほんかい				
144	和水町	なごみ				
145	望三町	のぞみ				
146	のんびり町	のんびり				
147	浜香住町	はまかすみ				
148	美香村町	びかむら				
149	美香町	びこう				
150	美郷但馬町	びごうたじま				
151	美香の村町	びごうのそん				
152	美但馬町	びたじま				
153	美多民町	びたみん				
154	美但町	びたん				
155	七美町	ひちみ				
156	七美町	ひつみ				
157	七味町	ひつみ				
158	七美香住町	ひつみかすみ				
159	美海山町	びみやま				
160	兵但町	ひょうたん				
161	風香町	ふうか				
162	ブルーホワイト矢田川町	ふるーほわいとやだがわ				
163	郷土町	ふるさと				
164	ふるさと町	ふるさと				
165	古里町	ふるさと				
166	古里矢田川町	ふるさとやだがわ				
167	ふれあい町	ふれあい				
168	平新町	へいしん				
169	平成町	へいせい				
170	豊山町	ほうさん				
171	豊山町	ほうざん				
172	宝城町	ほうじょう				
173	北但町	ほくたん				
174	北但但馬町	ほくたんたじま				
175	北但矢田川町	ほくたんやだがわ				
176	北兜町	ほくとう				
177	北宝町	ほくほう				
178	北陽町	ほくよう				
179	星空町	ほしぞら				
180	三合町	みあい				
181	美海山川町	みうやまかわ				
182	美岡香町	みおか				
183	美香町	みか				
184	美香岡町	みかおか				
185	三香町	みかあり				
186	美香住村町	みかじゅむら				
187	美香住町	みかすみ				
188	みかた町	みかた				
189	三方町	みかた				

新町名称応募作品一覧

【名称よみによる五十音順】

190	美香多町	みかた				
191	美方町	みかた				
192	美方香住町	みかたかすみ				
193	美方村岡香住町	みかたむらおかすみ				
194	美香都町	みかと				
195	美蟹町	みかに				
196	美香の里町	みかのさと				
197	美香海町	みかみ				
198	海花村町	みかむら				
199	美香村町	みかむら				
200	美香矢町	みかや				
201	三川町	みかわ				
202	美河町	みかわ				
203	美香和町	みかわ				
204	美川町	みかわ				
205	美香村町	みかわむら				
206	美城町	みき				
207	美含町	みぐみ				
208	美香町	みこう				
209	三咲町	みさき				
210	美崎町	みさき				
211	三郷町	みさと				
212	三里町	みさと				
213	美郷町	みさと				
214	美里町	みさと				
215	三色町	みしき				
216	みずき町	みずき				
217	味住町	みすみ				
218	美住町	みすみ				
219	美村香町	みそか				
220	美空町	みそら				
221	三鷹町	みたか				
222	海岳町	みたけ				
223	三矢町	みつや				
224	美都町	みと				
225	みどり町	みどり				
226	緑町	みどり				
227	碧の街町	みどりのまち				
228	嶺海香町	みねみか				
229	美海山川町	みのやまかわ				
230	美の里町	みのり				
231	美浜町	みはま				
232	美村香町	みむか				
233	三六九町	みむこの				
234	美村香町	みむらか				
235	美矢香町	みやか				
236	和都町	みやこ				
237	美矢田町	みやた				
238	海山町	みやま				
239	美山海町	みやまうみ				
240	美山名町	みやまな				
241	美山海町	みやみ				
242	美結香町	みゆか				
243	美幸町	みゆき				
244	三和町	みわ				
245	美和町	みわ				
246	向海町	むかみ				
247	村岡町	むらおか				
248	村小香町	むらおか				
249	村岡香住町	むらおかすみ				
250	むらかみ町	むらかみ				
251	村香美町	むらかみ				
252	村の香町	むらのか				

新町名称応募作品一覧

【名称よみによる五十音順】

253	森岬町	もりみさき					
254	山川海町	やかみ					
255	矢住町	やすみ					
256	弥多町	やた					
257	矢田町	やだ					
258	矢田あかり町	やだあかり					
259	矢田香美町	やだかみ					
260	矢田川町	やだかわ					
261	矢田川町	やだかわ					
262	矢田川町	やだかわ					
263	矢田川町	やだかわ					
264	八田川町	やだかわ					
265	ヤダ川町	やだかわ					
266	やだ川町	やだかわ					
267	やだかわ町	やだかわ					
268	矢田川和町	やだかわ					
269	矢田川温泉町	やだかわおんせん					
270	矢田川新町	やだかわしん(まち)					
271	矢田浜町	やだはま					
272	矢田水町	やだみず					
273	矢田美住町	やだみすみ					
274	山陰町	やまかげ					
275	山川町	やまかわ					
276	大和町	やまと					
277	山名町	やまな					
278	やまなみ町	やまなみ					
279	山波町	やまなみ					
280	山名美町	やまなみ					
281	山浪町	やまなみ					
282	山海町	やまみ					
283	ゆうすげ町	ゆうすげ					
284	湯香町	ゆか					
285	湯香美町	ゆかみ					
286	雪の里町	ゆきのさと					
287	湯里町	ゆさと					
288	湯の里町	ゆのさと					
289	湯舟町	ゆぶね(まち)					
290	夢里町	ゆめさと					
291	夢美町	ゆめみ					
292	湯矢町	ゆや					
293	遊楽里町	ゆらり					
294	癒里町	ゆり					
295	楽園町	らくえん					
296	緑海町	りょくかい					
297	森海町	りんかい					
298	若あゆ町	わかあゆ					
299	若鮎町	わかあゆ					
300	和郷町	わごう					

地域審議会に関する資料

1. 地域審議会の法的位置付けについて

地域審議会は、自治法に定められている自治体の執行機関の長の附属機関として、条例で設けることができるものである。地域審議会を設置する場合は、合併前に合併後の条例を定めることができないため、合併前に条例ではない形式によって、設置の根拠を設けることが適当であり、合併関係市町村の協議により、定めることができることとされています。この地域審議会設置に関する合併関係市町村の協議内容は、合併前に合併関係市町村議会の議決を経ることとされています。

○合併特例法（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

○地方自治法（執行機関における委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として、普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2. 地域審議会の設置に関する基本的な考え方

(市町村合併特例法逐条解説より)

(1) 地域審議会の役割

地域審議会は、合併後の市町村が合併関係市町村の区域に係る事務に関し、合併後の市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、合併後の市町村の長に意見を述べる機関である。

どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものである。一般的には、次のような事項が考えられる。

① 諮問に応じる事項の例

- ・ 市町村建設計画の変更に関する事項
- ・ 市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）に関する事項
- ・ 基本構想、各種計画の策定・変更に関する事項

② 必要と認める事項の例

- ・ 市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）に関する事項
- ・ 公共施設の設置・管理運営などに関する事項

(2) 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないものでもない。

これは、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていくうえで適切である場合などに、それぞれの地域の実情により、主体的に判断されるべきものであると考えられる。

地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや、一つの合併関係市町村の区域を分割して複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

(3) 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされている。

期限を定めるに当たっては、市町村建設計画の変更の際には、地域審議会を設置している場合には、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならないとされていることに鑑み、市町村建設計画の期間（例えば5年～10年）も考慮されることが適当であると考えられる。

3. 地域審議会の取扱いについての事例（養父市の合併協定内容）

○地域審議会の取扱い

1. 地域審議会を設置する。
2. 地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

○地域審議会の設置に関する協議

（趣旨）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成26年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体の代表
- （2）学識経験者

（任期及び失職）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本庁及び各支所において処理する。

(補則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。